

港区告示第二百二十一号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百二十条第一項の規定に基づき、ハynes麻布マンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第二百二十三条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年六月三日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

ハynes麻布マンション敷地売却組合

二 売却マンションの名称及びその所在地

(一) 名称

ハynes麻布

(二) 所在地

東京都港区西麻布三丁目二十番九号

三 事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三十番一―六〇二号

四 設立認可の年月日

令和六年六月三日

五 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所又は現地に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。